

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県教育委員会
教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(代決) 第14条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、<u>次長又は副館長</u>を2人置く場合にあつては、<u>出先機関又は教育機関</u>の長の定める順序により、事務の代決を行う。</p> <p>別表第4 (第5条関係) (教育次長及び課長の個別的専決事項) 総務課 教育次長専決事項 (略) 総務課長専決事項 (1)～(15) (略)</p>	<p>(代決) 第14条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、<u>副館長</u>を2人置く場合にあつては、<u>教育機関</u>の長の定める順序により、事務の代決を行う。</p> <p>別表第4 (第5条関係) (教育次長及び課長の個別的専決事項) 総務課 教育次長専決事項 (略) 総務課長専決事項 (1)～(15) (略) <u>(16) 削除</u> <u>(17) 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務のうち、次に掲げる事務を処理すること。</u> <u>ア 教育委員会の所管に属する公益信託の許可及び監督に関する規則（昭和54年新潟県教育委員会規則第6号。以下この号において「規則」という。）第4条から第6条、第8条、第16条、第26条、第29条及び第33条の規定による報告及び届出を受理すること。</u> <u>イ 規則第9条に規定する公益信託の変更の許可をすること。</u> <u>ウ 規則第13条に規定する受託者の辞任の許可をすること。</u> <u>エ 規則第14条に規定する検査役の選任をすること。</u> <u>オ 規則第15条に規定する受託者の解任をすること。</u> <u>カ 規則第17条に規定する新受託者の選任をすること。</u> <u>キ 規則第18条に規定する信託財産管理命令をすること。</u> <u>ク 規則第19条に規定する保存行為等の範囲を超える行為の許可をすること。</u> <u>ケ 規則第20条に規定する信託財産管理者等の辞任の許可をすること。</u></p>

財務課～保健体育課 (略)

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長(教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。)	(1) 職員(次長以上の職員を除く。以下次号から第4号までにおいて同じ。)の旅行の命令をすること (次長又は副館長を2人置く場合は、 <u>出先機関等</u> の長が指定した次長又は副館長に限る。以下この項において同じ。) (2)～(15) (略)

コ 規則第21条に規定する信託財産管理者等の解任をすること。

サ 規則第22条に規定する信託財産法人管理命令をすること。

シ 規則第23条に規定する信託管理人の選任をすること。

ス 規則第24条に規定する信託管理人の辞任の許可をすること。

セ 規則第25条に規定する信託管理人の解任をすること。

ソ 規則第27条に規定する新信託管理人の選任をすること。

タ 規則第31条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして受託者の事務処理状況を検査させること。

チ 規則第31条第3項の規定により、受託者に対し事業計画等の変更及び運営委員会等の設置を命ずること。

財務課～保健体育課 (略)

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長(教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。)	(1) 職員(次長以上の職員を除く。以下次号から第4号までにおいて同じ。)の旅行の命令をすること (<u>副館長</u> を2人置く場合は、 <u>教育機関</u> の長が指定した副館長に限る。以下この項において同じ。) (2)～(15) (略)